

「嬉野市こどもセンター（利用者支援事業）業務委託」 プロポーザル実施要領

本実施要領は、嬉野市こどもセンター（利用者支援事業）事業(以下「本業務」という)を委託する事業者を選定するための企画提案(以下「本企画提案」という)について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる能力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

(1) 業務名

嬉野市こどもセンター（利用者支援事業）委託業務

(2) 業務の目的

本業務は、平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 1 号、令和 3 年 3 月 26 日子発 0326 第 8 号六次改正「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」の規定に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「委託契約仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(5) 令和 4 年度委託業務費予定上限額(消費税及び地方消費税含む)

9,743 千円

ただし、次年度からの委託料は予算の範囲内とする。

(6) 実施場所

嬉野市塩田保健センター内もしくは楠風館とし、業務の実施に必要な施設（机・椅子等備品含む事務所スペースをいう。）を無償で提供する。

2 参加資格

(1) 本業務を遂行するにあたり、専門的な知識及び技術、体制を十分に有すること。

(2) 子ども・子育て支援に関連する事業などの実施、委託実績等に従事したことがあること。

(3) 嬉野市こどもセンター（利用者支援事業）委託業務の受託に熱意があること。

(4) 子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）を受託できる民間事業者等、本業務を円滑に運営できる団体であること。

(5) 委託実施場所である 1 箇所を、同一の事業者が受託できること。

ただし、次の各項に掲げる者は、参加事業者または参加事業者の構成員となることはできない。

- ・ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者
- ・ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者
- ・ 本市から指名停止を受けている期間中の者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でな

いこと。

3 実施スケジュール

(1) 仕様書等に対する質問表【様式2】提出期限

令和3年11月19日(金) 午後5時

(2) 上記(1)に対する回答日等

令和3年11月22日(月) に、プロポーザル参加者全員へ電子メールにて回答する。

(3) 参加申込書【様式1】申込締切

令和3年11月26日(金) 午後5時必着

(4) 参加業者への審査会参加案内送付

令和3年11月29日(月) プロポーザル参加者全員へ送付する。

※プロポーザル審査会参加を辞退する場合は、辞退届を提出する。

(5) 提案書等の提出

令和3年12月3日(金) 午後5時必着

(6) 提案書に関する審査

審査会(プロポーザル)

実施予定日: 令和3年12月8日(水)

結果通知日: 令和3年12月9日(木)

(7) 参加申込書について

① 参加申込書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行なうことがある。

② 参加申込書等の提出は、持参または郵便などによる。郵便などによる提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。

(8) 仕様書等について

仕様等に対する質問がある場合は、上記「3(1) 仕様書等に関する質問表提出期限」までに、書面またはメールにより提出すること。

(9) 参加者の負担について

申込書等及び提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに関する費用は参加者の負担とする。

(10) 提案書について

① 参加申込書等及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加申込書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行なうことがある。

② 提出された提案書等は、返却しない。

③ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

ア. 嬉野市情報公開条例に基づき公開する場合

4 契約事項

(1) 契約事項に関する規則

嬉野市財務規則に基づく。

(2) 契約保証金

嬉野市財務規則第107条第2項第6号に基づき、免除。

5 添付書類

- (1) 委託契約仕様書
- (2) 「嬉野市こどもセンター（利用者支援事業）業務委託」提案書作成要領
- (3) 参加申込書【様式1】
- (4) 仕様書等に関する質問表【様式2】
- (5) 辞退届【様式3】
- (6) 提案書【様式4】
- (7) 業務実績書【様式5】
- (8) 企画提案書【様式6】